

放射性物質汚染対処特措法(放射性物質に汚染された廃棄物の処理)

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定
※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設
の焼却灰等の汚染状態
の調査(特措法第16条)

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調
査(特措法第18条)

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準(8,000Bq/kg)超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用(市町村等が処理、一定の範囲については特別の基準を適用)

放射性物質汚染対処特措法の基本方針

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

■ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項

(3) 指定廃棄物の処理に関する事項

(前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。
また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

【栃木県】8,000Bq/kg超保管量(平成24年11月末時点)

(単位:トン)

市町	一般廃棄物 焼却灰	下水汚泥 (灰・スラグ)	浄水発生土	農林業系副産物 等	合計
宇都宮市		150	37	1,535	1,722
鹿沼市				1,599	1,599
日光市	545.8		44	7.8	597.6
大田原市	188.8	680		70.7	939.5
矢板市			250	107.4	357.4
那須塩原市	1,221	520	327.9	2,282.5	4,351.4
上三川町		850			850
塩谷町				20	20
高根沢町			66.6		66.6
那須町			2.0	3,219.2	3,221.2
那珂川町				2.4	2.4
栃木県合計	1,955.6	2,200	727.5	8,844.0	13,727.1

主要施設①

栃木県では、指定廃棄物の処理を行うため、以下の施設を整備します。

▶ 指定廃棄物となった農林業系副産物等の可燃性廃棄物を焼却・減容化する「仮設焼却炉」

- ・ 処理能力50トン／日 (24時間連続運転) の仮設焼却炉を設置します
- ・ 焼却対象物を 3日分保管 できる仮置き場を設置します

▶ 不燃性の指定廃棄物及び仮設焼却炉において発生した焼却灰を処分する「埋立地」

- ・ 埋立容量18,000m³ (250m³ × 72セル) を有する埋立地を設置します

▶ その他、敷地内に、管理施設、搬入道路、構内道路、防災調整池を設置します

▶ 敷地周辺に残置緑地及び造成緑地の面積を確保するとともに、覆土仮置き場を確保します

施設の必要面積

指定廃棄物最終処分場施設の必要面積

施設名	必要面積(m ²)
①埋立地	11,900
②仮設焼却炉(前処理設備及び灰出し設備含む)	4,000
③焼却対象物仮置き場	3,200
④管理施設	1,600
⑤搬入道路・構内道路	6,500
⑥防災調整池	2,600
施設面積計	<u>29,800</u>

その他

残置森林・造成森林	<u>7,500</u>
覆土仮置き場	5,300

栃木県内における指定廃棄物等の状況①

- ◆ 指定廃棄物には、浄水発生土、農林業系副産物等があり、これらを安全かつ迅速に処理することが重要な課題となっています。
- ◆ 他県で発生している指定廃棄物を持ち込むことはありません。

栃木県における8,000Bq/kgを超える廃棄物の保管量(平成24年11月末現在)(単位:t)

	焼却灰	浄水発生土	下水汚泥(灰・スラグ)	農林業系副産物	その他	合計
栃木県	1,955.6	727.5	2,200.0	8,844.0	0	13,727.1

- 使用データ: 浄水施設データ(厚生労働省)
下水道施設データ(国土交通省)
保管量調査(栃木県環境森林部)

栃木県における指定廃棄物の指定状況(平成24年12月28日現在)(単位:t)

	焼却灰	浄水発生土	下水汚泥(灰・スラグ)	農林業系副産物	その他	合計
栃木県	1,791.4	584.5	2,200.0	4,715.0	0	9,290.9

- 使用データ: 指定廃棄物指定状況(環境省)

計画最終処分量①

計画最終処分量は、現在の廃棄物保管データ及び最近の県内における8,000Bq/kg超えの廃棄物の発生状況を勘案して設定します。

(単位:トン)

種別	保管量データ H24.11時点	計画 最終処分量
一般廃棄物焼却灰	1,956	4,000
農林業系副産物焼却灰	3,494※	3,500
下水汚泥(灰・スラグ)	2,200	2,200
浄水発生土	728	750
その他		1,050
仮設炉解体材		2,200
合計	8,378	13,700

※農林業系副産物焼却灰は、農林業系副産物を焼却した時に発生する焼却灰の推計量

計画最終処分量②

- 一般廃棄物焼却灰の計画最終処分量は、今後一般廃棄物焼却灰が1,900トン発生すると予測されるため、現状から約2,000トン増の4,000トンと設定しました。
- 農林業系副産物焼却灰の計画最終処分量は、敷地内の仮設焼却炉で燃やす指定廃棄物となる見込みの農業系副産物を燃やした時の焼却灰量884トン(残渣率10%)に加えて、既存の焼却炉で8,000Bq/kg以下の農林業系副産物を燃やした時の灰が全て8,000Bq/kg超えの指定廃棄物となると仮定した焼却灰量2,610トン(残渣率10%)の合計量3,494トンより3,500トンと設定しました。
- 下水汚泥の計画最終処分量は、下水汚泥は現状の2,200トンより増えないと考えられるため、2,200トンと設定しました。
- 浄水発生土の計画最終処分量は、今後増えないと想定されるため750トンと設定しました。
- その他の8,000Bq/kg超えの廃棄物について今後発生する可能性を考慮して、一般廃棄物焼却灰、農林業系副産物焼却灰、下水汚泥、及び浄水発生土の計画最終処分量の合計値の10%値である1,050トンと設定しました。
- このほか、仮設焼却炉の解体材も埋立地で処分することを想定して、計画最終処分量を2,200トンと設定しました。

今後のスケジュールについて

有識者会議

市町村長会議

第1回(3月16日)

- ①これまでの経緯
- ②指定廃棄物の処分に係る安全性の確保の全体像について
- ③最終処分等に関する安全性の確保について
- ④最終処分場の候補地の選定について

3
~4
月

第2回(4月22日)

候補地の選定手順、評価項目・評価基準

第3回

- ①候補地の選定手順、評価項目・評価基準
- ②候補地の詳細調査の方法について
(第3回以降も順次開催)

5月
~

第1回(3月下旬~4月中旬)

- ①指定廃棄物の発生・保管の現状等
- ②最終処分等に関する安全性の確保について
- ③最終処分場候補地の選定について

第2回(第1回の結果を踏まえて検討)
(第2回以降も順次開催)

市町村長会議において、候補地の選定等に関するご意見をいただいた場合、安全性の考え方の分類に応じて、有識者会議で専門家にもご意見をいただく予定です。